

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 27 年 3 月

阿 智 村



## 目次

第1章 基本方針	1
第1節 計画の見直しの概要	1
第2節 基本方針	1
第3節 計画目標年次	1
第4節 本計画の位置付け	2
第1項 関係法令及び上位計画との関連	2
第2項 計画対象区域	3
第3項 計画の範囲	3
第2章 地域の概要	4
第1節 自然環境の特性	4
第1項 地理的、地形的特性	4
第2項 気候的特徴	4
第2節 社会環境の特性	5
第1項 人口の動態	5
第2項 産業の動向	6
第3節 生活環境の特性	7
第1項 土地利用の状況	7
第4節 将来計画（開発計画等）	7
第1項 総合計画との関係	7
第3章 ごみ処理の現状	9
第1節 ごみの発生量の実績	9
第1項 ごみ処理の流れ	9
第2項 ごみ処理の実績	10
第2節 ごみの減量化・再生利用	11
第1項 ごみの分別収集等による直接資源化	11
第2項 中間処理後の再生利用	12
第3項 住民団体による集団回収	12
第4項 下伊那郡西部衛生施設組合の汚泥再生処理センター	13
第5項 総資源化量	14

第3節	ごみ処理の体制.....	15
第1項	家庭系ごみの処理体制.....	15
第2項	事業系ごみの処理体制.....	15
第3項	現有施設の状況.....	15
第4項	ごみの処理経費の状況.....	16
第4節	ごみ処理施策展開の現状.....	17
第1項	発生・排出抑制の施策.....	17
第2項	分別排出及び収集運搬の施策.....	17
第3項	中間処理施策.....	19
第4項	最終処分場の施策.....	19
第5項	その他啓発活動.....	19
第5節	関係法令等.....	19
第4章	ごみ処理基本計画.....	21
第1節	ごみの発生量及び処理量の見通し.....	21
第1項	人口の予測.....	21
第2項	ごみの排出量の予測.....	22
第3項	集団資源回収の予測.....	23
第4項	容器包装廃棄物の再資源化量の予測.....	23
第2節	ごみの発生・排出抑制等の目標値の設定.....	24
第3節	ごみの発生・排出抑制の展開.....	25
第4節	ごみの適正処理に関する基本的事項.....	25
第1項	収集・運搬.....	25
第2項	中間処理計画.....	26
第3項	最終処分計画.....	26
第5節	不法投棄対策.....	27

## 第1章 基本方針

### 第1節 計画の見直しの概要

阿智村では、南信州広域連合※1の桐林クリーンセンターにおいて可燃ゴミを、下伊那郡西部衛生施設組合※2のクリーンヒル西部において生ごみ、浄化槽汚泥、生し尿の共同処理を行っている。

桐林クリーンセンターについては地元との協定を尊重し平成29年11月までに移転することが決定している。平成29年度中に次期ごみ処理施設の供用を開始する予定であり、併せて処理対象物の内容の変更を行い、新たにプラスチック類の処理を可能とする。

また、焼却灰及び不燃物については民間に委託し最終処分を行っているが、新たに本村内に最終処分場を整備し、平成31年度に供用を開始する予定である。

これらのことから、ごみ処理基本計画の見直しを行い、改定するものである。

※1：南信州広域連合は、阿智村、飯田市、松川町、高森町、阿南町、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天竜村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村の14市町村で構成。ただし、一般廃棄物の処理については、根羽村を除く。

※2：下伊那郡西部衛生施設組合は、阿智村、平谷村の2村で構成。

### 第2節 基本方針

国では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」とする。)、循環型社会形成推進基本法その他の関連法やこれらの法律に基づいた諸計画を通じて循環型社会を推進しているところであるが、村においても、可能な限りのごみの減量化・再資源化を行い、必要最小限のごみを処理するライフスタイルへと移行し、地域住民と連携して循環型社会の構築を目指していく。

本計画は、長期的視野に立ったごみ処理基本計画であり、資源循環型社会の構築とごみの適正処理のため、生産・流通・消費の各段階を通じた総合的なごみの減量化・再資源化対策の推進と、住民・事業者・行政の役割の明確化による実効性のある施策を示すものである。

### 第3節 計画目標年次

本計画は、長期的視野に立った基本方針となるもので、計画当初年度を平成27年度、目標年次を15年後の平成41年度とし、概ね5年ごとに中間目標を設定し段階的に目標を達成することとする。なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第4節 本計画の位置付け

### 第1項 関係法令及び上位計画との関連

国におけるごみ処理行政を取り巻く環境も変遷してきており、廃棄物処理法の一部改正、循環型社会形成推進基本計画の策定等、循環型社会の形成に向けた法律・制度の整備が進められ、更なる環境配慮、減量化、再生利用等の推進が求められている。

さらに、平成5年3月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」についても、平成20年6月に改定され、平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行されている。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画である。「阿智村第5次総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等と整合を図りつつ、策定するものとする。

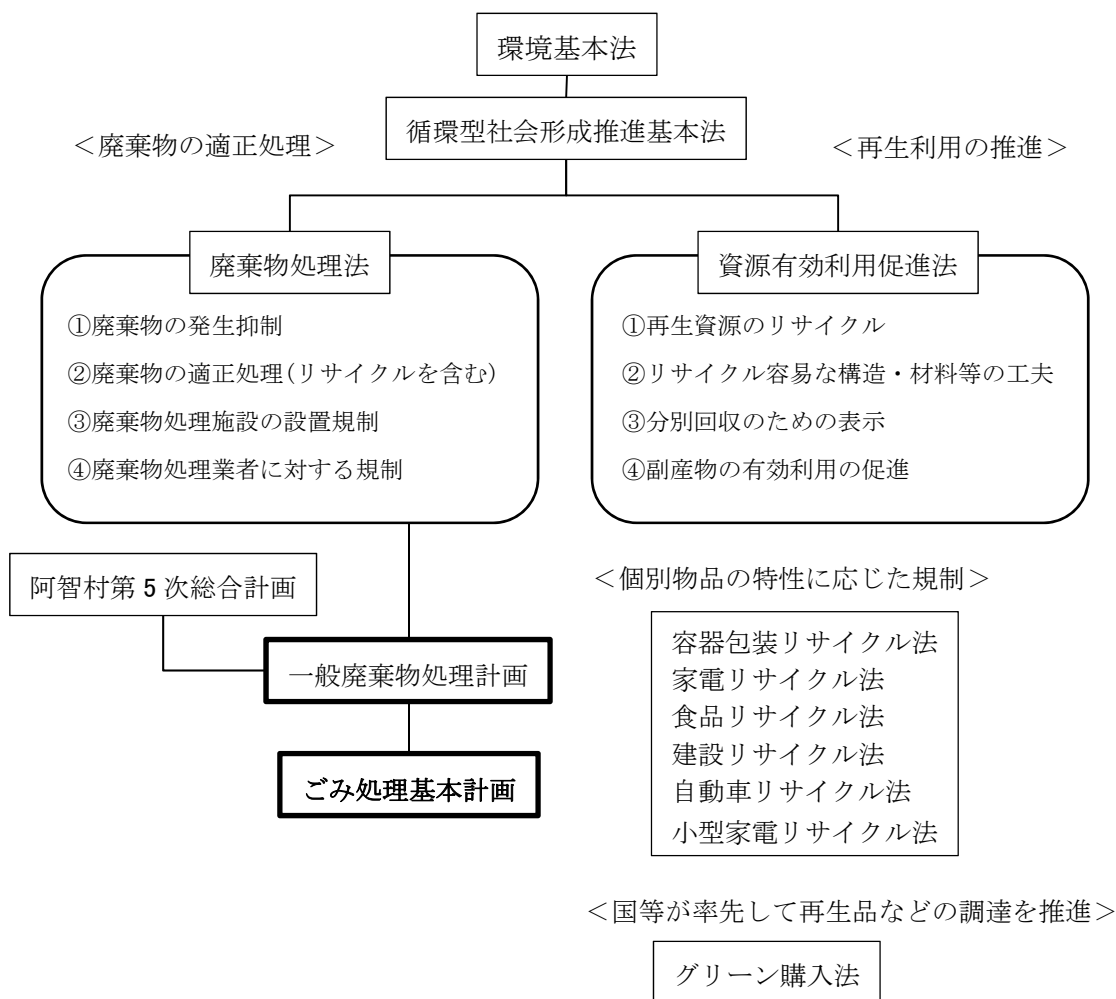


図 1.4.1 計画の位置付け

## 第2項 計画対象区域

本計画の対象区域は、阿智村全域とする。

## 第3項 計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く一般廃棄物である。

## 第2章 地域の概要

### 第1節 自然環境の特性

#### 第1項 地理的、地形的特性

本村は、長野県の南端下伊那郡の西南に位置し、西は中央アルプスの恵那山を境として、岐阜県中津川市、木曽郡南木曽町、東は飯田市と下條村、南は阿南町と平谷村に接している。

本村の西方、恵那山系及び富士見台高原および大川入山から、深い谷間をぬって流れ下る大小の河川は、その地域の耕地を潤しながら集まって阿智川と和知野川となり、天竜川に至っている。

本村の形状は面積が 214.47 km<sup>2</sup> で、標高は本村管内の阿智川流末地点の 410m から恵那山の 2,191m に及び、その中に 56 の集落が点在している。

#### 第2項 気候的特徴

気象庁の統計データによると、本村の気象の状況は表 2.1.1 に示すとおり。長野県内の他の地域と比較すると、比較的温暖な気候であり、降水量が多い。

表 2.1.1 阿智村の気象

	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	日照時間 (時間)
平年値※	2581.8	9.3	15.3	4.0	1540.8

※：1981～2010年の30年間の観測値の平均。



## 第2節 社会環境の特性

### 第1項 人口の動態

人口の推移を表 2.2.1 及び図 2.2.1 に示す。

平成 25 年度の本村の人口は 6,894 人である。本村の人口は平成 13 年度以降減少に転じており、その後も減少が続いている。

表 2.2.1 人口の推移

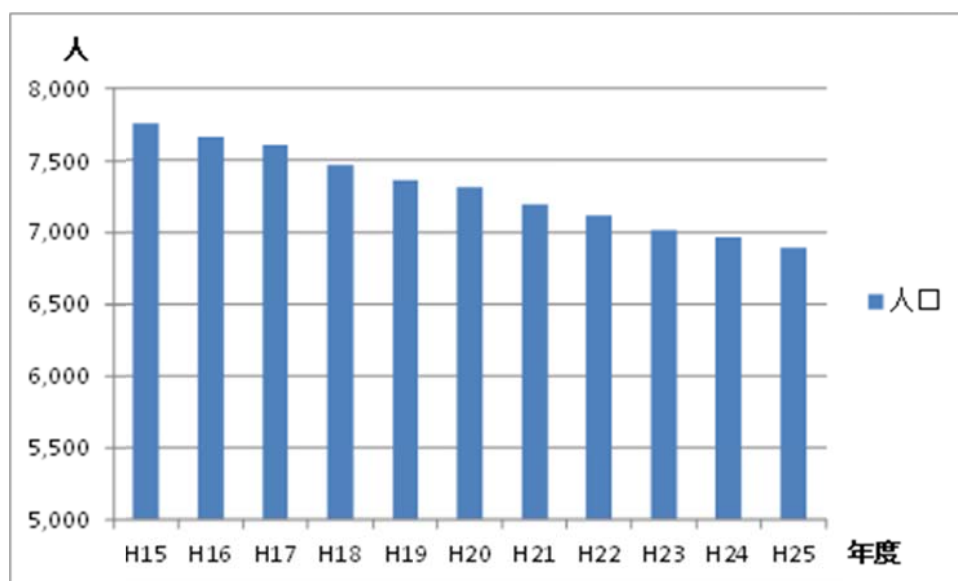
単位：人

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
7,663	7,607	7,467	7,362	7,312
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
7,194	7,117	7,015	6,966	6,894

注 1)各年度 10月1日現在

注 2)住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計

注 3)平成 18 年 1 月に旧浪合村、平成 21 年 3 月に旧清内路村と合併。便宜上、合併以前の人口については、2 村の人口を合計している。



注 1)各年度 10月1日現在

注 2)住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計

注 3)平成 18 年 1 月に旧浪合村、平成 21 年 3 月に旧清内路村と合併。便宜上、合併以前の人口については、2 村の人口を合計している。

図 2.2.1 人口の推移

## 第2項 産業の動向

産業別就業人口の推移を表 2.2.2 及び図 2.2.2 に示す。

平成 22 年度の本村の産業別就業人口は、第 1 次産業 509 人（13.9%）、第 2 次産業 1,012 人（27.6%）、第 3 次産業 2,081 人（56.8%）となっている。

表 2.2.2 産業別就業人口の推移

各年 10 月 1 日現在

年度		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	総数
平成 1 2 年	人	550	1,167	1,632	1	3,350
	%	16.4	34.8	48.7	0.0	100.0
平成 1 7 年	人	635	1,012	1,715	2	3,364
	%	18.9	30.1	51.0	0.1	100.0
平成 2 2 年	人	509	1,012	2,081	61	3,663
	%	13.9	27.6	56.8	1.7	100.0

出典)「平成 22 年 国勢調査」(総務省)

注)平成 18 年 1 月に旧浪合村、平成 21 年 3 月に旧清内路村と合併。

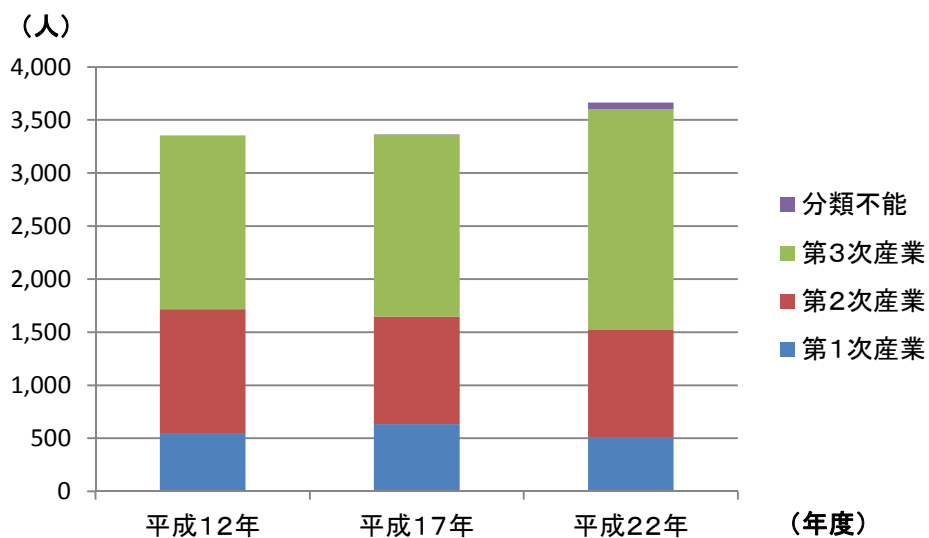


図 2.2.2 産業別就業人口の推移

### 第3節 生活環境の特性

#### 第1項 土地利用の状況

地目別土地利用の状況を表 2.3.1 及び図 2.3.1 に示す。

本村の土地利用は山林が 119.517 km<sup>2</sup>(55.7%)で最も多く、次いでその他 83.290 km<sup>2</sup>(38.8%)の順となっている。

表 2.3.1 地目別土地面積

平成 25 年 1 月 1 日現在

地目	単位	田	畑	山林	原野	宅地	その他	合計
面積	km <sup>2</sup>	3.936	3.710	119.517	1.891	2.126	83.290	214.470
構成比	%	1.8	1.7	55.7	0.9	1.0	38.8	100.0

出典)「阿智村の統計 2013」

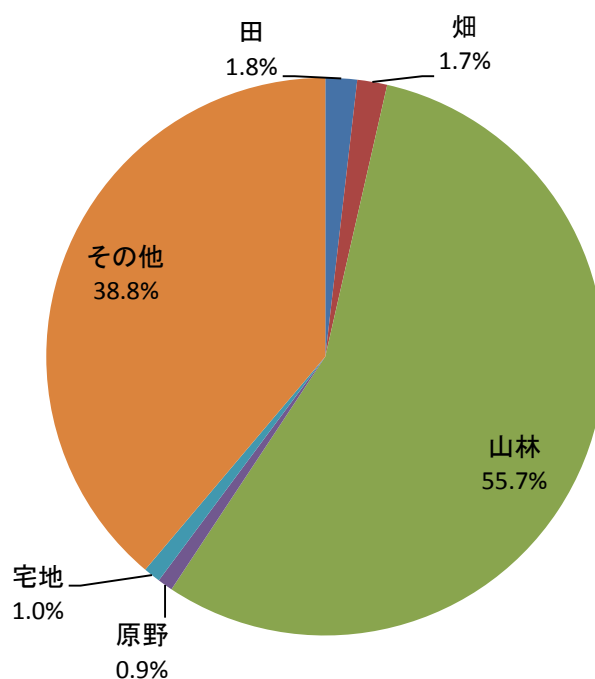


図 2.3.1 地目別土地面積比率

### 第4節 将来計画（開発計画等）

#### 第1項 総合計画との関係

阿智村の将来構想・計画の中で一般廃棄物処理基本計画に関する事項と将来人口等の動向に関する事項を表 2.3.2 に示す。

表 2.3.2 将来構想・計画

阿智村第5次総合計画
計画期間：平成20年度～平成29年度
〈主な施策の内容〉
○商工業の振興
・ 起業支援、企業誘致による活性化の推進
○環境対策
・ 商業団体と協働で過剰包装とレジ袋削減システムの構築
・ ごみの適正分別の啓発
・ 不適分別の直接指導
○環境保全
・ 不法投棄監視員の活動の充実、学習面からの住民モラルの啓発、自治会や各種団体等 が実施する不法投棄美化活動の支援、警察と連携して不法投棄者の特定
○若者定住、集落維持と定住対策
・ 子育て支援策の充実、定住住宅新增改築等の支援、分譲住宅団地の造成、優良宅地情 報の収集及び発信、空家の情報調査及び整備、工場及び企業誘致による働き場の確保、 求人情報の収集及び発信、中高年の定住支援、新規就農定住者の確保

### 第3章 ごみ処理の現状

#### 第1節 ごみの発生量の実績

##### 第1項 ごみ処理の流れ

平成25年度におけるごみ処理フローを図3.1.1に示す。

可燃ごみと直接搬入ごみの一部は桐林クリーンセンターで焼却（ガス化溶融）処理している。発生した溶融飛灰は業者委託により本村の責任において民間最終処分場で最終処分している。本村と平谷村の2村は生ごみを分別収集し、下伊那郡西部衛生施設組合のくりーんひる西部でメタン発酵処理を行うとともに自家発電を行っている。

不燃ごみについては、他市の一般廃棄物最終処分場に最終処分を委託している。現在、阿智村内に最終処分場の建設を予定しており、平成31年度から供用開始の予定である。なお、平谷村の不燃ごみも併せて処理する計画である。

粗大ごみについては業者委託により処理を行っている。また、資源物についてはストックヤードに保管した後、業者等により資源化を図っている。

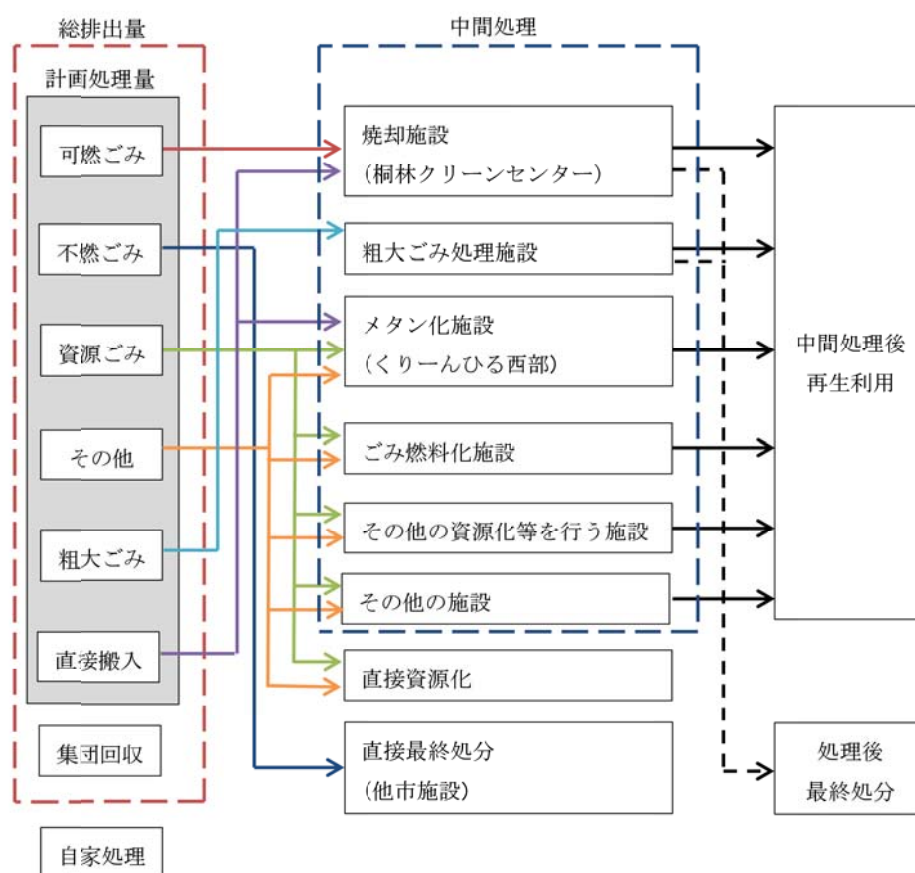


図 3.1.1 ごみ処理フロー

## 第2項 ごみ処理の実績

平成21年度から平成25年度までの本村のごみの総排出量等の実績を表3.1.1と図3.1.2に示す。

本村は温泉郷等の観光地を有しているため、事業系ごみが家庭系ごみを上回っている。

平成21年度から平成25年度にかけて、総排出量は1,858t～1,930tの間で推移し、ほぼ横ばいである。

平成25年度における1人1日当たりのごみの排出量は755gで、自家処理量が多いこともあり、長野県平均862g(平成24年度)を下回っている。

表3.1.1 ごみの排出量等の推移

単位：t

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総排出量	1,922	1,858	1,930	1,913	1,901
家庭系ごみ	650	644	651	653	645
可燃ごみ	240	243	253	250	254
不燃ごみ	45	42	38	37	33
資源ごみ	355	350	353	359	351
その他	0	0	0	0	0
粗大ごみ	10	10	7	7	7
集団回収	334	302	314	304	303
事業系ごみ(直節搬入量)	938	911	965	956	953
自家処理	272	268	258	278	284
人口(人)	7,194	7,117	7,015	6,966	6,894
1人1日当たりごみ排出量g/人・日	732	715	754	753	755

注1) 総排出量は家庭系ごみ、集団回収、事業系ごみの合計。

注2) 直接搬入量には家庭からの直接搬入分も含まれているが、予測計算の便宜上、直接搬入全量を事業系ごみとした。

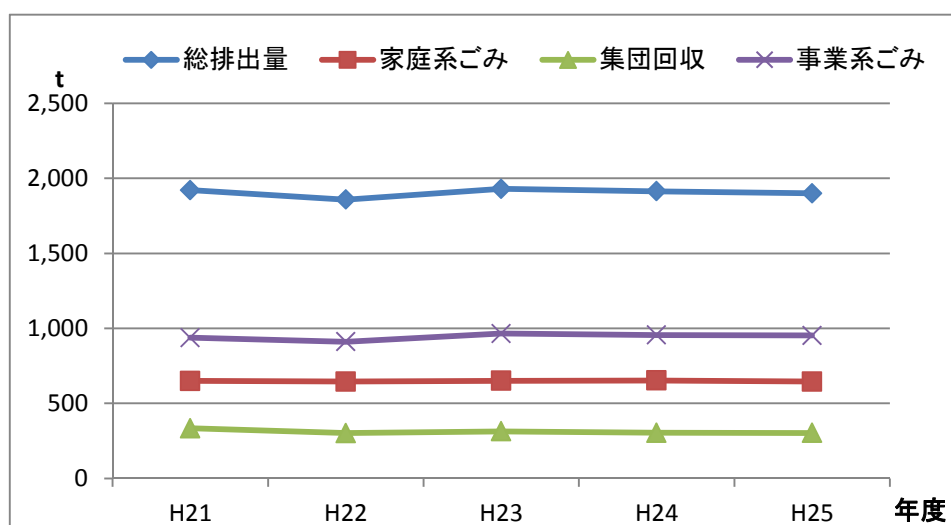


図 3.1.2 ごみ総排出量等の推移

## 第 2 節 ごみの減量化・再生利用

### 第 1 項 ごみの分別収集等による直接資源化

平成 21 年度から平成 25 年度までの本村のごみ分別収集等による直接資源化量の実績を表 3.2.1 に示す。本村におけるごみの分別区分の概要を表 3.2.2 に示す。

表 3.2.1 直接資源化量

単位：t

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	平均	構成率 (%)
紙類	0	0	0	0	0	0	0.0
紙パック	0	0	0	0	0	0	0.0
紙製容器包装	20	21	21	20	21	21	11.1
金属類	20	16	15	13	12	15	7.9
ガラス類	57	62	62	62	51	59	31.1
ペットボトル	17	17	17	17	16	17	8.9
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0.0
容器包装プラスチック	76	74	78	80	81	78	41.0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0.0
布類	0	0	0	0	0	0	0.0
廃食用油	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	190	190	193	192	181	190	100.0

注 1) 総排出量は家庭系ごみ、集団回収、事業系ごみの合計。

注 2) 直接搬入量には家庭からの直接搬入分も含まれているが、予測計算の便宜上、直接搬入全量を事業系ごみとした。

表 3.2.2 ごみの分別区分の概要

生ごみ	紙製容器包装	ペットボトル	白色トレイ	容器包装	プラスチック製	その他プラスチック	金属類	スチール缶	アルミ缶	3分類	びん類（色別に）	ボール	古紙類（新聞・雑誌・チラシ・段ボール）	古着・古布	廃食用油	剪定枝
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						

### 第2項 中間処理後の再生利用

平成 21 年度から平成 25 年度までの阿智村の中間処理後の再生利用量の実績を表 3.2.3 に示す。

表 3.2.3 中間処理後再生利用量

単位：t

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	平均	構成率 (%)
紙類	0	0	0	0	0	0	0.0
紙パック	0	0	0	0	0	0	0.0
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0.0
金属類	9	9	7	7	7	8	12.5
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0.0
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0.0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0.0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0.0
プラスチック類	26	24	28	25	25	26	40.6
布類	0	0	0	0	0	0	0.0
熔融スラグ	23	26	26	26	25	25	39.1
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0	0	0.0
廃食用油	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	3	5	6	5	4	5	7.8
合計	61	64	67	63	61	64	100.0

出典)「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)

### 第3項 住民団体による集団回収

平成 21 年度から平成 25 年度までの学校や地域における資源物の集団回収量の実績を表 3.2.4 に示す。

学校や地域における資源（新聞紙・雑誌・チラシ・段ボール、布類等）回収活動に対して 1 kg 3 円の助成金を交付している。



表 3.2.4 集団回収量

単位：t

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	平均	構成率 (%)
紙類	312	280	291	283	282	290	92.9
紙パック	0	0	0	0	0	0	0.0
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0.0
金属類	4	3	3	2	2	3	1.0
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0.0
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0.0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0.0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0.0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0.0
布類	18	19	20	19	19	19	6.1
廃食用油		0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	334	302	314	304	303	312	100.0

出典)「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)

#### 第4項 下伊那郡西部衛生施設組合の汚泥再生処理センター

下伊那郡西部衛生施設組合は現在阿智村と平谷村で構成している。

し尿、浄化槽汚泥及び生ごみをメタン発酵処理し、メタンガスによる自家発電を行っている。生ごみ処理量を表 3.2.5 及び図 3.2.1 に示す。

表 3.2.5 生ごみ処理量

単位：t

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
生ごみ処理量	496	478	466	468	476

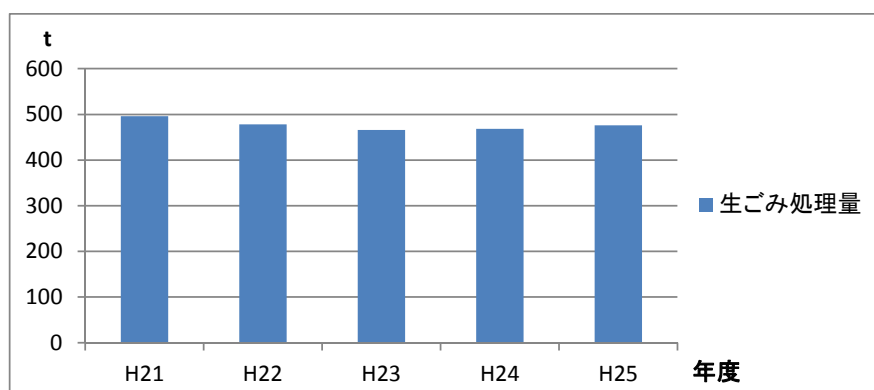


図 3.2.1 生ごみ処理量

## 第5項 総資源化量

第1項から第3項に示した阿智村における資源となるごみの分別収集量、中間処理再生利用量及び住民団体による資源回収量の総計等を表3.2.6及び図3.2.2に示す。

表 3.2.6 総資源化量

単位：t

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	平均	構成率(%)
紙類	312	280	291	283	282	290	51.2
紙パック	0	0	0	0	0	0	0.0
紙製容器包装	20	21	21	20	21	21	3.7
金属類	33	28	25	22	21	26	4.6
ガラス類	57	62	62	62	51	59	10.4
ペットボトル	17	17	17	17	16	17	3.0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0.0
容器包装プラスチック	76	74	78	80	81	78	13.8
プラスチック類	26	24	28	25	25	26	4.6
布類	18	19	20	19	19	19	3.4
熔融スラグ	23	26	26	26	25	25	4.4
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0	0	0.0
廃食用油	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	3	5	6	5	4	5	0.9
合計	585	556	574	559	545	566	100.0

出典)「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)

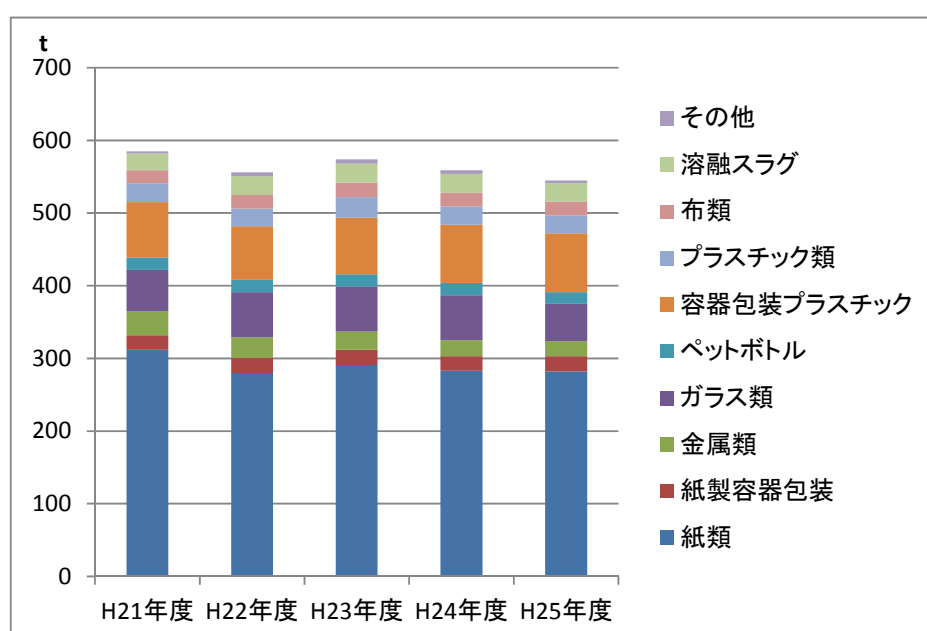


図 3.2.2 総資源化量

## 第3節 ごみ処理の体制

### 第1項 家庭系ごみの処理体制

平成21年度から平成25年度までの本村のごみ分別収集等による直接資源化量の実績は表3.2.1(既出)を、本村におけるごみの分別区分の概要は表3.2.2(既出)を参照。

家庭ごみは、燃やすごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみなどに分類され、委託業者、下伊那郡西部衛生施設組合、村直営により収集または施設への直接搬入が行われている。資源物については、収集に加え、集団回収による回収が行われている。

そのうち、燃やすごみと直接搬入ごみの一部は桐林クリーンセンターで焼却（ガス化溶融）処理を行っている。本村及び平谷村において分別収集された生ごみは、くりーんひる西部（下伊那郡西部衛生施設組合）においてし尿、浄化槽汚泥とともにメタン発酵処理して、自家発電を行い、場内の使用電力の一部として利用されている。

本村には最終処分場がないため、不燃ごみ（ガラス類、陶器類、廃プラスチック）及び焼却灰については、民間の最終処分場で埋立を行っている。

有害ごみ（廃蛍光管・廃乾電池）は、(公社)全国都市清掃会議を通じて、処理委託を(株)野村興産と締結し、北海道イトムカ鉱業所において水銀、ガラス、アルミ、炭素棒、亜鉛、マンガン、鉄の資源回収を行っている。

資源物については、収集時に処理業者に搬入するほか、容器包装類は保管施設で一旦分別保管後に処理業者に搬入し、資源化を行っている。

### 第2項 事業系ごみの処理体制

事業系ごみは、原則として事業者自らの責任で処理業者に委託し処理している。但し、事業者が運搬業者に委託し桐林クリーンセンターに直接搬入する燃やすごみは焼却処理する。また、くりーんひる西部に直接搬入される生ごみはメタン発酵処理している。

### 第3項 現有施設の状況

- ・南信州広域連合（桐林クリーンセンター） 焼却施設
- ・下伊那郡西部衛生施設組合（くりーんひる西部）メタン発酵処理施設
- ・阿智村ストックヤード
- ・阿智村浪合廃棄物集積倉庫
- ・阿智村清内路松山ストックヤード

#### 第4項 ごみの処理経費の状況

平成21年度から平成25年度におけるごみ処理に要した経費を表3.3.1に示す。

表3.3.1 ごみ処理経費

単位：千円

	項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
歳入	使用料及び手数料	2,390	2,462	2,524	2,645	3,148
	その他	7,535	7,544	6,296	6,392	6,963
	一般財源	67,739	42,324	36,503	42,166	41,742
	歳入合計	77,664	52,330	45,323	51,203	51,853
歳出	工事費					
	組合分担金（建設改良費）	17,508	11,951	4,076	10,050	9,604
	人件費	0	0	0	0	0
	収集運搬費	443	378	438	472	472
	中間処理費	614	764	778	761	724
	最終処分費	128	175	115	240	85
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	25,385	22,001	21,485	20,907	22,287
	組合分担金（維持管理費）	33,586	17,061	18,431	18,773	18,681
	歳出合計	77,664	52,330	45,323	51,203	51,853

出典）「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

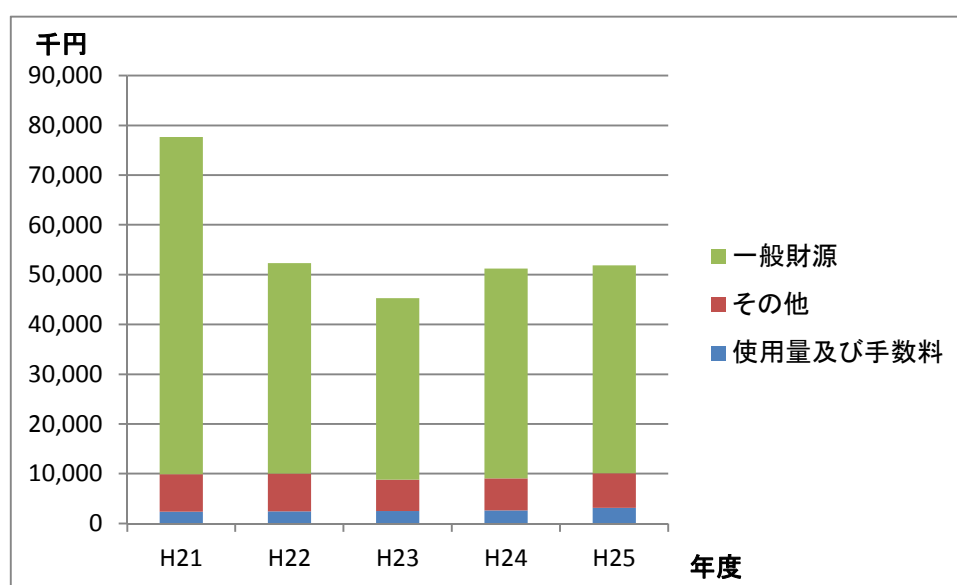


図 3.3.1 ごみ処理経費歳入

## 第4節 ごみ処理施策展開の現状

### 第1項 発生・排出抑制の施策

一般的に、家庭におけるごみ処理の発生・排出抑制策には、ごみになる物を購入しないなどの消費活動、生ごみ処理等による資源化などがあるが、そうした活動を促進する施策の一つとしてごみ処理の有料化がある。本村のごみの有料化を表 3.4.1 に示す。

家庭における発生抑制・減量対策の一つに、生ごみ処理がある。下伊那郡西部衛生施設組合で回収した生ごみをメタン発酵処理し、メタンガスによる自家発電を行い、家庭から発生する生ごみを減量化している。また、農山村地域であり農地還元をしている家庭も多い。

表 3.4.1 ごみ処理手数料等

分別区分	処理手数料 (証紙または袋1枚あたり)	別途発生する袋代 (1枚あたり)
燃やすごみ	60円	20円
不燃ごみ	80円	—
その他	30円	—
粗大ごみ	500円証紙 150cm以下 1,000円証紙 250cm以下	—
生ごみ	70円(6リットル) 100円(12リットル)	—
焼却灰	240円証紙	—

### 第2項 分別排出及び収集運搬の施策

ごみの排出区分は、適切にリサイクルを実施できるよう、資源となるものを可能な限り再資源化している。

収集運搬方法は、原則ステーション方式を採用しており、牛乳パック及び白色トレイについては民間の店舗において店頭回収が行われている。また、紙類、布類、リターナブルびん及びアルミ缶については資源回収が行われている。本村の分別区分及び収集運搬の状況を表 3.4.2 に示す。

表 3.4.2 分別区分及び収集運搬

収集方法	品目		搬入先等
委託収集 (西部衛生に委託)	燃やすごみ		桐林クリーンセンター
	生ごみ		くりーんひる西部
委託収集 (運搬業者に委託)	不燃ごみ	ビニール等	民間最終処分場
		ガラス等	
		焼却灰	
	廃硬質プラスチック		民間処理場(固形燃料化)
	金物類		アルミ缶・スチール缶 なべ類・金属類・鉄くず類
	粗大ごみ		粗大ごみ処理施設
直営回収 (村が直接回収)	プラスチック製容器包装		日本容器包装リサイクル協会と契約
	ガラスびん	無色	
		茶色	
		その他	
	紙製容器包装		
ペットボトル			
委託収集 (運搬業者に委託)	使い捨てライター		ガス抜き後民間最終処分場
	水銀式温度計		(公社)全国都市清掃会議 (株)野村興産イトムカ鋳業所
	廃乾電池		
店頭回収 (店舗に住民が排出)	牛乳パック		民間の店舗回収
	白色トレイ		
資源集団回収 (PTA・自治会)	紙類	新聞紙	回収量に応じて、1kg当たり 3円の村助成金制度あり
		雑誌・チラシ 段ボール	
	布類(古布・古着)		民間業者が買い取り
	リターナブルびん アルミ缶		

### 第3項 中間処理施策

本村は、平成14年12月から稼働している南信州広域連合の桐林クリーンセンターでゴミを焼却している。桐林クリーンセンターでは、ダイオキシン類発生抑制の観点から、プラスチック類は焼却していない。

一般家庭生ゴミは分別収集し、事業系生ゴミは直接搬入し、下伊那郡西部衛生施設組合のくりーんひる西部（平成12年3月竣工）でメタン発酵処理により自家発電を行っている。

### 第4項 最終処分場の施策

本村では、長野県廃棄物事業団が阿智村沢地籍に計画していた管理型最終処分場で一般廃棄物を処分する予定であったが、この最終処分場の建設は凍結している。

現在、桐林クリーンセンターで焼却処理の際に発生した溶融飛灰及び不燃ゴミについては民間の最終処分場へ委託処分している。

本村では、一般廃棄物最終処分場の整備を計画している。ゴミの発生・排出抑制や再生利用などを通じて最終処分量を抑えるとともに、自前の最終処分場が確保されるまで、現行体制を継続していく。

### 第5項 その他啓発活動

広報あち、防災無線、文字放送、ゴミ分別ガイド、ゴミ収集カレンダーを活用して、ゴミの分別方法、ゴミの減量化の啓発活動を行っている。資源ゴミの集団回収も小中学校及びPTAに委ねており、資源循環の学習の機会として位置付けている。また、集団回収には助成金制度を整備している。

## 第5節 関係法令等

ゴミ処理にかかわる法律・計画等を表3.5.1に示す。本村はこれらの法律や関連計画に基づき、ゴミの減量化、再資源化、適正処理に努めている。

表 3.5.1 関係法令・計画等

<p>国の法令・基本計画等</p>	<p>○循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日 法律 110 号）</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 29 日閣議決定）</p> <p>　　&lt;排出量等の目標値（平成 32 年度目標）&gt;</p> <p>　　○家庭系一般廃棄物 1 人 1 日平均排出量：平成 12 年度比　－25%</p> <p>　　※自家処理量を加え、資源ごみ等を除いた量</p> <p>　　○事業系一般廃棄物排出量：平成 12 年度比　－35%</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）</p> <p>○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）</p> <p>　　&lt;排出量等の目標値（平成 27 年度目標）&gt;</p> <p>　　○総排出量：平成 19 年度比　－5%</p> <p>　　○総資源化量：25%</p> <p>　　○最終処分量：平成 19 年度比　－22%</p> <p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年 6 月 16 日 法律第 112 号）</p> <p>○特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年 6 月 5 日 法律第 97 号）</p> <p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年 6 月 7 日 法律第 116 号）</p> <p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 25 年 4 月 1 日 法律 法律第 57 号）</p>
<p>県条例・基本計画等</p>	<p>○廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年 3 月 24 日条例第 16 号）</p> <p>○長野県廃棄物処理計画（第 3 期）（平成 23 年 2 月 長野県環境部廃棄物対策課・廃棄物監視指導課）</p> <p>　　重点施策　1 事業系一般廃棄物の削減</p> <p>　　　　　　　2 過剰包装・レジ袋の削減</p> <p>　　　　　　　3 不適正処理の撲滅</p> <p>　　&lt;排出量等の目標値（平成 27 年度目標）&gt;</p> <p>　　○総排出量：62 万 t（平成 16 年度比　－22%）</p> <p>　　○資源化率：25.7%（平成 17 年度比　＋1.2 ポイント）</p> <p>　　○最終処分率：9.5%（平成 17 年度比　－1.6 ポイント）</p>



## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみの発生量及び処理量の見通し

#### 第1項 人口の予測

阿智村の人口推計の結果を表4.1.1及び図4.1.1に示す。

阿智村の人口は漸減し、平成41年度に5,395人となると見込まれる。

平成15年度から平成24年度までの人口（実績値）の推移を基に複数の推計式で予想計算を行った上で、人口問題研究所による推計値を参考として設定した。人口の減少が平成24年度までの実績値に近い一次指数式を採用した。

なお、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(H25年3月、南信州広域連合)」と推計値の整合を合わせるため、使用する実績値の年度を統一して推計値を算出した。

表4.1.1 人口推計

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人口(実績値)	7,757	7,663	7,607	7,467	7,362	7,312	7,194	7,117	7,015	6,966
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
人口(推計値)	6,859	6,775	6,692	6,610	6,529	6,448	6,369	6,291	6,214	6,138
年度	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41			
人口(推計値)	6,062	5,988	5,914	5,842	5,770	5,699	5,629			

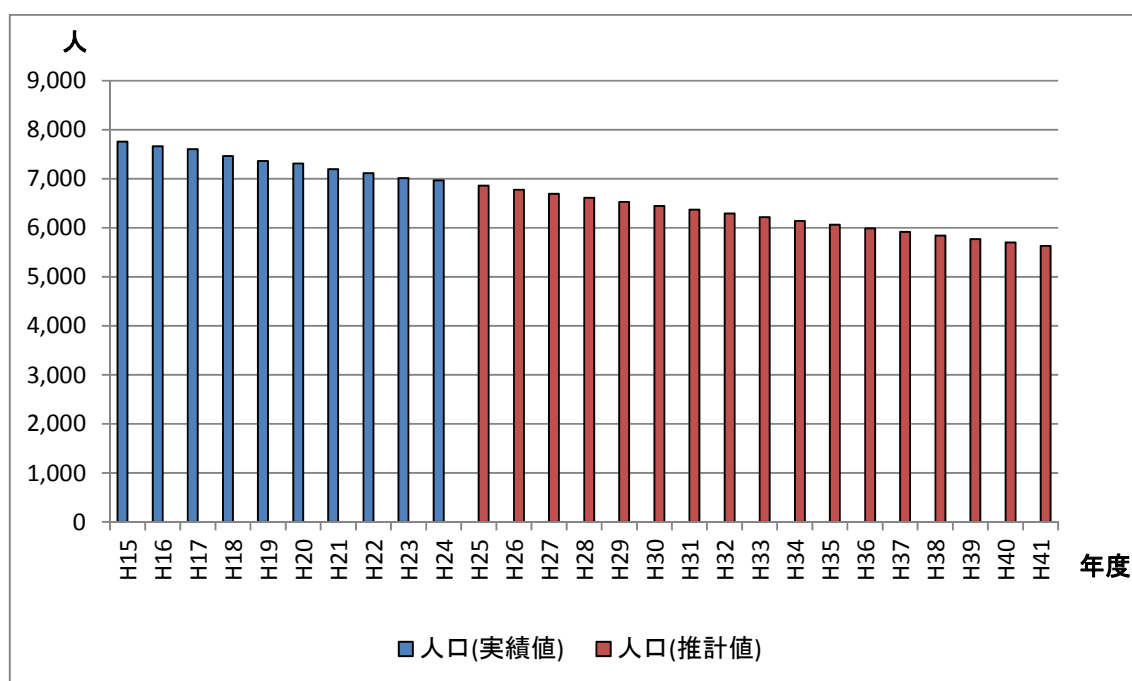


図4.1.1 人口推計

## 第2項 ごみの排出量の予測

計画年度のごみの予測排出量は、平成19年度～23年度のごみの排出量実績と、予測した計画年度の将来人口から予測を行った。

なお、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(H25年3月、南信州広域連合)」の推計値と整合させるため、使用する実績値の年度を統一して将来人口を算出した。

具体的な予測方法を以下に示す。

### ① 家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他、粗大ごみ、集団回収、自家処理)

家庭系ごみ排出量は、人口の減少に伴い将来的には減少傾向にあるものの、年度により増減傾向が逆転する場合もある。

そのため、過去5年間（平成19年度～平成23年度）のごみの排出量実績と人口実績から各年度ごとの〔1人1日平均排出量（g/人・日）〕を求め、その原単位の平均と将来計画の将来人口の積により家庭系ごみ排出量を予測した。※1

なお、平成30年度～41年度のごみ排出量については、次期ごみ処理施設ではプラスチックを処理可能とするのに伴い、不燃ごみや資源ごみから可燃ごみに移行する分を加味して補正した。

※1「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」(H25年3月、南信州広域連合)の数値を使用し作成した。

### ② 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は減少傾向にあることから、平成25年度のごみ排出量実績をもって予測値とした。

なお、予測便宜上、ごみ排出実績のうち直接搬入量を事業系ごみとみなした（実際は家庭からの直接搬入分も直接搬入量に含まれている）。

予測結果を表4.1.2に示す。（詳細は巻末資料を参照）

家庭系ごみの排出、集団回収、自家処理の原単位を現状維持とした場合、本村の人口減少に伴って排出量は減少し、計画目標年次（平成41年度）においては、家庭系ごみは508t、事業系ごみは953t、集団回収量は251tとなり、以上の合計の総排出量は1,712tとなると見込まれる。また、自家処理量は207tとなると見込まれる。

なお、計画目標年次（平成41年度）における家庭系ごみの品目別排出量は、可燃ごみが213t、不燃ごみが22t、資源ごみが265t、その他のごみが1t、粗大ごみが7tとなると見込まれる。

表 4.1.2 ごみの排出量の推計値

項目	平成 25 年度実績値 (t)	平成 41 年度推計値 (t)
総排出量	1,901	1,712
家庭系ごみ	645	508
可燃ごみ	254	213
不燃ごみ	33	22
資源ごみ	351	265
その他	0	1
粗大ごみ	7	7
集団回収	303	251
事業系ごみ (直節搬入量)	953	953
自家処理	284	207
人口 (人)	6,894	5,629
1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 (g/人・日)	755	788

備考 1) 総排出量は家庭ごみ系、集団回収、事業系ごみの合計

備考 2) 各項目に関する実績値は、表 3.1.1 ごみの排出量の推移を参照。

### 第 3 項 集団資源回収の予測

集団回収量の推計値を表 4.1.3 に示す。

表 4.1.3 集団回収量推計値

単位：t

項 目	平成 25 年度 実績値	平成 41 年度 推計値	構成率(%)
紙類	282	233	92.9
紙製容器包装	0	0	0.0
金属類	2	3	1.0
ガラス類	0	0	0.0
ペットボトル	0	0	0.0
容器包装プラスチック	0	0	0.0
プラスチック類	0	0	0.0
布類	19	15	6.1
その他	0	0	0.0
合計	303	251	100.0

備考 1) 実績値及び構成率は、表 3.2.4 集団回収量を参照。

備考 2) 構成率は平成 21 年度から 25 年度における平均値。

### 第 4 項 容器包装廃棄物の再資源化量の予測

容器包装廃棄物の再資源化量推計値を表 4.1.4 に示す。

表 4.1.4 容器包装廃棄物の再資源化量推計値

単位：t

項目	平成 25 年度実績値	平成 41 年度推計値
紙類	282	217
紙製容器包装	21	16
金属類	21	19
ガラス類	51	44
ペットボトル	16	13
容器包装プラスチック	81	58
プラスチック類	25	19
総量	497	386

備考 1) 容器包装廃棄物の実績値は、表 3.2.6 総資源化量を参照。

備考 2) 環境省の一般廃棄物処理実態調査では、容器包装リサイクル法の容器包装廃棄物に係る実績値は整理されていないため、表 3.2.6 及び上表における紙類、紙製容器包装、金属類、ガラス類、ペットボトル類、容器包装プラスチック、プラスチック類を容器包装廃棄物とした。したがって上表の実績値には容器包装以外の再資源化量が含まれる。

## 第 2 節 ごみの発生・排出抑制等の目標値の設定

本村はすでにレジ袋削減などの排出抑制策を講じており、新たな取り組みによって発生・抑制が大幅に減少することは望めない。

今後は継続的な啓発・広報活動等を通じて、現在行っている取組のさらなる周知を図り、取り組みを徹底することによってごみの発生・抑制を目指し、家庭ごみは計画目標年次（平成 41 年度）における原単位〔1 人 1 日平均排出量（g/人・日）〕を平成 21 年度～平成 25 年度のうち最も低い原単位を維持することを目標とする。

また、事業系ごみは、経済活動の増加があればそれに伴う増加はやむを得ないところではあるが、最低限の増加に止める取り組みを行い、計画目標年次（平成 41 年度）における排出量を、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（H25 年 3 月、南信州広域連合）の目標値と同じ減少幅（平成 34 年度目標値を平成 23 年度比-6.4%）を維持することとし、平成 25 年度比で-11%を目標とする。

表 4.1.5 目標を達成した場合の排出量推計値

項目	平成 25 年度 実績値 (t)	平成 41 年度推計値 (t)		減量化量 (t) A-B
		発生・排出抑制等を行 わなかった場合 A	目標を達成 した場合 B	
総排出量	1,901	1,712	1,595	△117
家庭系ごみ	645	508	499	△9
可燃ごみ	254	213	219	6
不燃ごみ	33	22	10	△12
資源ごみ	351	265	264	△1
その他	0	1	0	△1
粗大ごみ	7	7	6	△1
集団回収	303	251	239	△12
事業系ごみ	953	953	857	△96
自家処理	284	207	207	0

### 第 3 節 ごみの発生・排出抑制の展開

ごみの発生・排出抑制をするためには、行政、住民、事業者が以下に示すそれぞれの役割を認識し、連携して行動する必要がある。

#### <行政の主な役割>

ごみ処理費の有料化、生ごみ回収、資源回収活動に対する助成金交付など、制度面でごみの発生・排出抑制を誘導するほか、住民、事業者への情報提供、活動支援を通じてごみの発生・排出抑制を促す。

#### <住民の主な役割>

日常生活の中でごみが発生しにくい消費活動、再生品の使用、ごみの分別の徹底、生ごみ回収及び自家処理、集団回収への協力等を行う。

#### <事業者の主な役割>

過剰包装の抑制、流通包装廃棄物の排出抑制、使い捨て容器の使用抑制、容器包装の自主回収・資源化・再生品の使用促進等を行う。

### 第 4 節 ごみの適正処理に関する基本的事項

#### 第 1 項 収集・運搬

本村の収集・運搬はそれぞれ民間業者への委託等（一部は行政の直営）により実施している。

少子高齢化社会の進行する中で、現在の収集・運搬体制を踏まえつつ、より一層

経費削減・サービス向上を目指した効率の良い収集・運搬体制を整備する。

次期ごみ処理施設ではプラスチックを処理対象とするため、稼働の開始に合わせて分別区分の見直しを南信州広域連合及びその構成市町村と連携して行う。

## 第2項 中間処理計画

桐林クリーンセンター（南信州広域連合）、クリーンひる西部（下伊那郡西部衛生施設組合）、阿智村ストックヤード、阿智村浪合廃棄物集積倉庫及び阿智村清内路松山ストックヤードの適切な運営管理により適正処理を実施する。

## 第3項 最終処分計画

### ①安定的なごみ処理

現在本村は最終処分場を保有しておらず、長野県廃棄物事業団が計画していた管理型最終処分場は凍結状態になっているため、不燃ごみ及び焼却灰を民間の最終処分場に委託し、最終処分を行っている。

自ら最終処分場を所有することで、社会・経済情勢の変化や委託先の突然の閉鎖、受け入れ拒否など外的要因に左右されることなく、安定的にごみ処理を行う。また、ごみを圏域外に搬出することなく、圏域内で最終処分まで行う。なお、最終処分場には、平谷村の焼却灰及び不燃物についても受け入れる計画である。

### ②災害廃棄物の処分場の確保

大量の災害廃棄物が発生した際、廃棄物処理に時間を要すると、復旧スピードに影響を与える。ごみ処理行政は最終処分までの一連の処理責任があり、自然災害へ備える。

### ③計画施設

最終処分場の概要を表 4.4.1 に示す。計画施設については、埋立地を屋根で覆うクローズドシステム処分場を検討している。クローズドシステム処分場は粉じんの飛散防止、悪臭の発生抑制や浸出水処理施設の規模を小さくできるなどの利点がある。

平成 30 年度に建設工事を計画しており、平成 31 年度供用開始予定である。また、平谷村の焼却灰や不燃ごみを受け入れる予定である。

表 4.4.1 一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設	管理型一般廃棄物最終処分場(クローズド型 <sup>注</sup> )
計画埋立期間	平成 31 年～平成 45 年(15 年間)
埋立物	焼却灰、不燃物
埋立容量	2,500m <sup>3</sup>

注)埋立地の上に覆蓋(屋根)を設置。埋立地内への雨水の流入を防ぎ、埋立地内の水分量を制御することができる。また、浸出水の発生を制御できるため、浸出水処理施設の規模を必要最小限に抑えることができる。廃棄物が外部に露出しないため、廃棄物の周辺への飛散を防ぐことができる。

## 第 5 節 不法投棄対策

- 不法投棄監視員の活動の充実
- 学習面から住民モラルの啓発
- 自治会・企業・各種団体が実施する不法投棄美化運動を支援
- 警察と連携して、不法投棄者の特定